

丹波篠山市無電柱化推進計画

2026-2030



令和8年3月

丹波篠山市

目 次

1	はじめに	1
2	計画の目的と位置付け	2
	（1）計画の目的	2
	（2）計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	これまでの取り組み	3
5	無電柱化の推進に関する基本的な方針	4
	（1）基本方針	4
	（2）無電柱化の対象道路	4
6	無電柱化の推進に関する目標	5
7	無電柱化の推進に関する施策	5
	（1）無電柱化事業の手法	5
	（2）関係者間の連携の強化	7
8	施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	8
	（1）無電柱化情報の共有	8
	（2）広報・啓発活動	8
	○無電柱化候補路線一覧（市道）	9
	○無電柱化候補路線箇所図	

1 はじめに

丹波篠山市は、篠山城跡を中心とする歴史的な町並み、街道沿いに連なる宿場町、緑豊かな里山や田園風景など、日本の原風景と称される美しい景観に包まれています。本市では、この魅力ある景観を活かしたまちづくりを進めており、これまで景観形成や観光振興の観点から、重要伝統的建造物群保存地区や篠山城跡の周辺において無電柱化を実施してきました。また、道路上の電柱や張り巡らされた電線は、良好な景観が損なわれるだけでなく、歩行者や自転車等の通行の妨げにもなることがあるほか、地震等の災害により電柱が倒壊し、緊急車両等の通行に支障を来すこともあるなど、近年では、災害の激甚化等により、無電柱化の必要性が高まっているとされています。

国では、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、平成28年に無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」といいます。）が定められ、同法第7条に基づき、国の無電柱化推進計画を策定し、無電柱化を推進しています。

本市においても、更なる無電柱化に向けて、無電柱化法第8条に基づき、総合的かつ計画的に推進するため定めるものです。

2 計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

丹波篠山市は、篠山城跡を中心に武家屋敷や商家の町家が軒を連ね、歴史的な町並みが形成されています。これまで、歴史と文化が織りなす丹波篠山の景観に磨きをかけるとともに、観光振興等を図るため無電柱化を実施してきました。今後も、本市の特性を活かした良好な景観の形成、観光振興、安全で円滑な交通の確保等を図るため、無電柱化法に基づき、計画的に無電柱化を推進していくものとします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条に基づき、国が策定する「無電柱化推進計画」及び「兵庫県無電柱化推進計画」を基本とします。

また、本市の最上位計画である「第3次丹波篠山市総合計画」に即して定めるとともに、本計画に関連する分野別計画と整合を図ります。

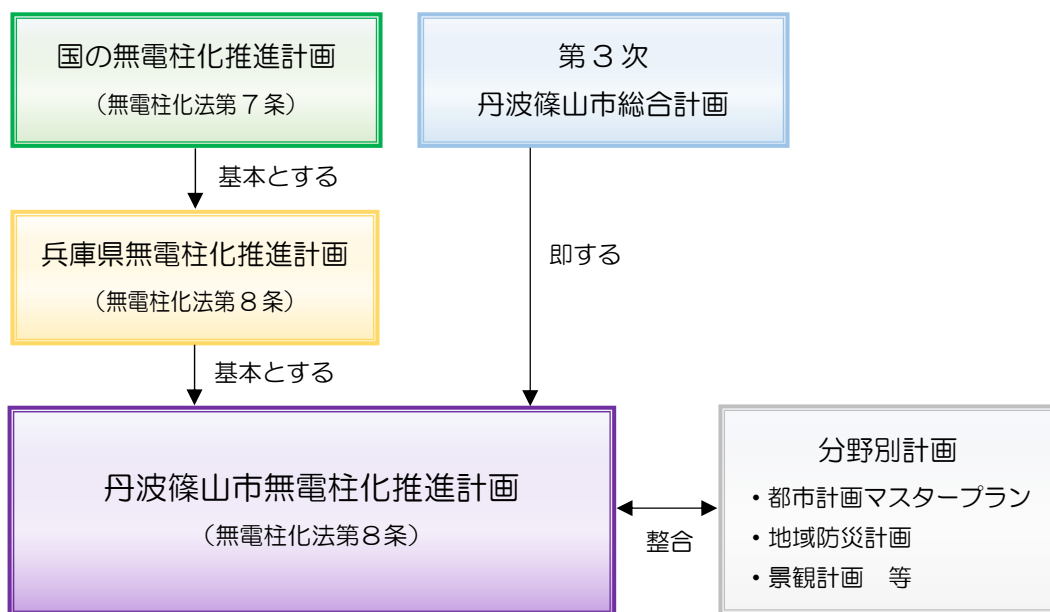


図 2.1 計画の位置付け

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、国や兵庫県が策定している無電柱化推進計画の見直しや社会情勢の変化などを考慮し、適宜見直しを行います。

4 これまでの取り組み

丹波篠山市では、平成12年度より篠山城跡の周辺において、都市計画道路整備の一環として、市道御徒士町線及び市道中央線で無電柱化を実施してきました。また、平成29年度からは、国土交通省の景観まちづくり刷新支援事業により、重要伝統的建造物群保存地区の市道河原町南濠端線及び篠山城跡へのメイン通りである市道大手線において、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化を進めてきました。特に、景観まちづくり刷新支援事業による無電柱化は、篠山城下の町並み景観が大きく向上したと評価され、観光客の増加や地域活性化につながっています。

なお、市内における無電柱化の実績は、累計で約1.5kmの整備をしています。

表 4.1 無電柱化の実績

完了年度	路線名	延長
平成18年度	市道中央線	282m
平成19年度	市道御徒士町線	400m
令和元年度	市道大手線	250m
令和3年度	市道河原町南堀端線	600m

【整備前】



【整備後】



(河原町通り)

【整備前】



【整備後】



(大手線)

図 4.1 景観まちづくり刷新支援事業による無電柱化

5 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

丹波篠山市では、歴史的な町並みを活かした景観まちづくりを推進するため、主に良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化を進めてきました。今後も、国及び兵庫県の無電柱化推進計画を踏まえ、景観形成及び観光振興を図るとともに、防災機能の向上や安全で円滑な通行空間の確保を図るため無電柱化を推進します。

また、無電柱化法第2条の「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」との基本理念を踏まえ、市民や関係者の理解と協力を得て無電柱化を推進します。

(2) 無電柱化の対象道路

無電柱化の実施にあたっては、電線管理者等との適切な役割分担の下、目的に応じて以下のような道路を対象に優先的に無電柱化を推進する道路として取り組みます。なお、国道、県道等については、必要に応じて当該道路管理者に協力を要請します。

① 防災機能の強化・向上

地震や台風等の自然災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、避難や救急活動、物資輸送等を円滑に行うため、緊急輸送道路や防災拠点、避難所等へのアクセス道路、災害による被害の拡大防止を図るために必要な道路などの無電柱化を推進します。



図 5.1 倒壊した電柱による道路閉塞
(出典：国土交通省HP)

② 安全・円滑な交通確保

人通りの多い商店街等の道路、歩行者が電柱を避けて車道にはみ出すような道路など、歩行者や自転車の安全で円滑な通行の確保のために必要な道路の無電柱化を推進します。



図 5.2 路側帯に設置された通行を妨げる電柱
(出典：国土交通省HP)

③ 景観形成・観光振興

電柱や電線により美しい景観が損なわれてしまうため、重要伝統的建造物群保存地区、丹波篠山市景観計画の歴史地区など地域の特性を活かした良好な景観の形成や観光振興に必要な道路の無電柱化を推進します。

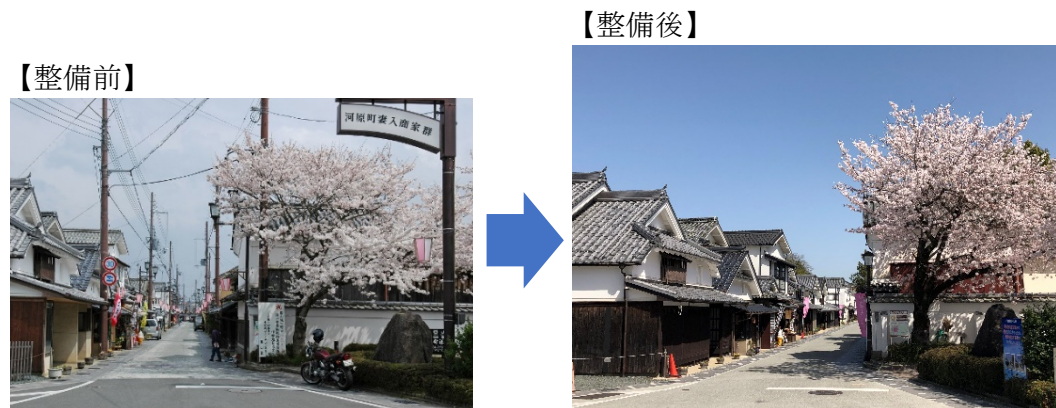


図 5.3 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化（河原町通り）

6 無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の推進にあたっては、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に実施していくことが重要です。このため、令和12年度（2030年度）までに優先的に無電柱化を推進する道路を対象として、約500mの無電柱化を目指します。

7 無電柱化の推進に関する施策

(1) 無電柱化事業の手法

無電柱化には、電線類を地中に埋設する「地中化構造」と屋側配線・迂回配線等の「非地中化構造」による手法があります。地中化による無電柱化は、整備する実施主体により「電線共同溝方式」とそれ以外に大別されます。

整備手法は、道路管理者、電線管理者や地域住民等との協議を踏まえ決定します。

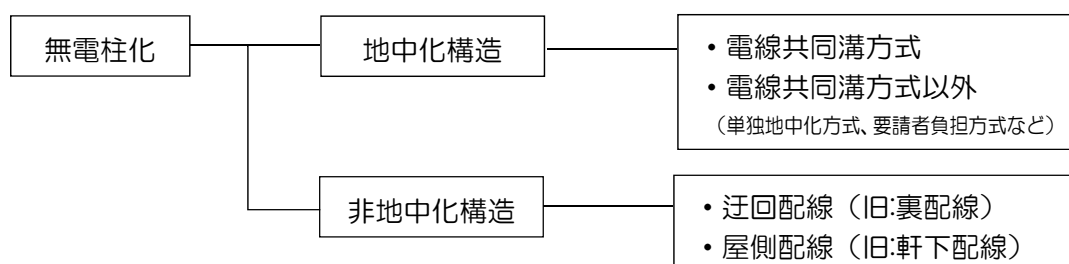
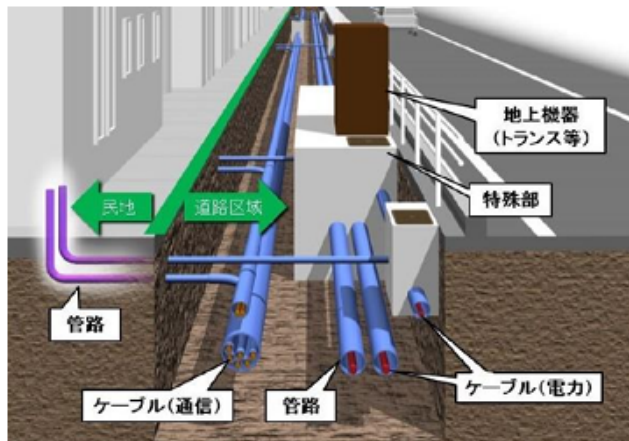


図 7.1 無電柱化の手法

① 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式です。丹波篠山市では、これまで電線共同溝方式により整備を進めてきました。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、小型ボックス構造等の低コスト手法の活用も検討します。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を進めます。なお、地上機器の設置により道路幅員の確保が困難な場合等は、現地の状況に応じて脇道の電柱上や民地への設置、柱状型機器の活用を検討します。



地中化構造は、電線類の収用空間として地中に管路等を埋設するため、台風等の災害に強靱です。

図 7.2 電線共同溝イメージ

(出典：国土交通省 無電柱化のコスト削減の手引き)

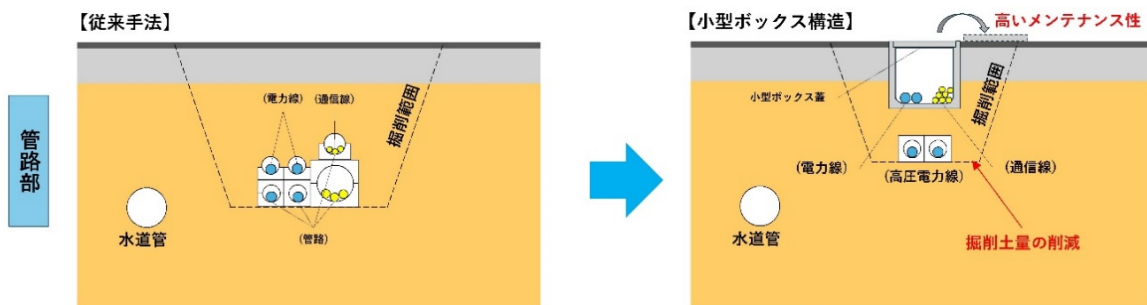


図 7.3 小型ボックスによる整備イメージ

出典：(国土交通省 無電柱化のコスト削減の手引き)

② 屋側配線（旧：軒下配線）・迂回配線（旧：裏配線）

地中化によらない無電柱化の手法として、屋側配線や迂回配線があります。屋側配線は、沿道の建物の軒下等を利用して配線する構造です。迂回配線は、無電柱化を行う道路の裏道等を利用して配線する構造です。狭小な道路幅員や歩道のない道路、地上機器設置箇所が不在等、電線共同溝の実施が困難な場所において有効な手法であり、条件が整う場合は活用を検討します。本手法に関しては、地域住民等の合意形成を図ったうえで実施します。

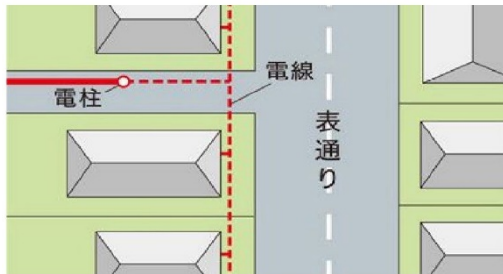


図 7.4 屋側配線による無電柱化イメージ

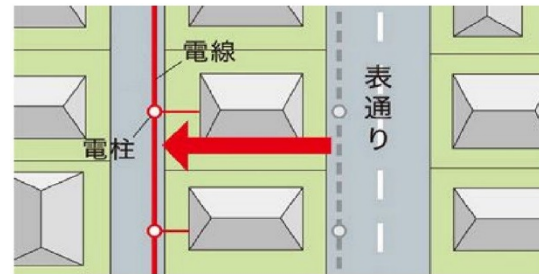


図 7.5 迂回配線による無電柱化イメージ

出典：（国土交通省 無電柱化のコスト縮減の手引き）

（2）関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる兵庫県無電柱化地方部会を活用し、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議・調整し、円滑な事業実施に努めます。また、地域の合意形成や整備事業の円滑な実施を図るため、必要に応じ地元関係者を含む協議会等を設置し、整備手法や地上機器の設置場所等について合意形成を図ります。

② 工事時の配慮

市道において、道路事業や地下埋設物の工事等が実施される際には、適宜関係者に情報提供を行い、工事が効率的かつ円滑に進むよう、工程等の調整を行います。

③ 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し、電線類の入線後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図ります。

④ 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合は、地上機器の設置場所に公共施設等の公有地や民地の活用を検討します。また、将来にわたり安定的に運用できるよう、賃貸借等による使用に加え、必要に応じて用地買収等も含めて適切な手法を検討します。

8 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、丹波篠山市の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図ります。

(2) 広報・啓発活動

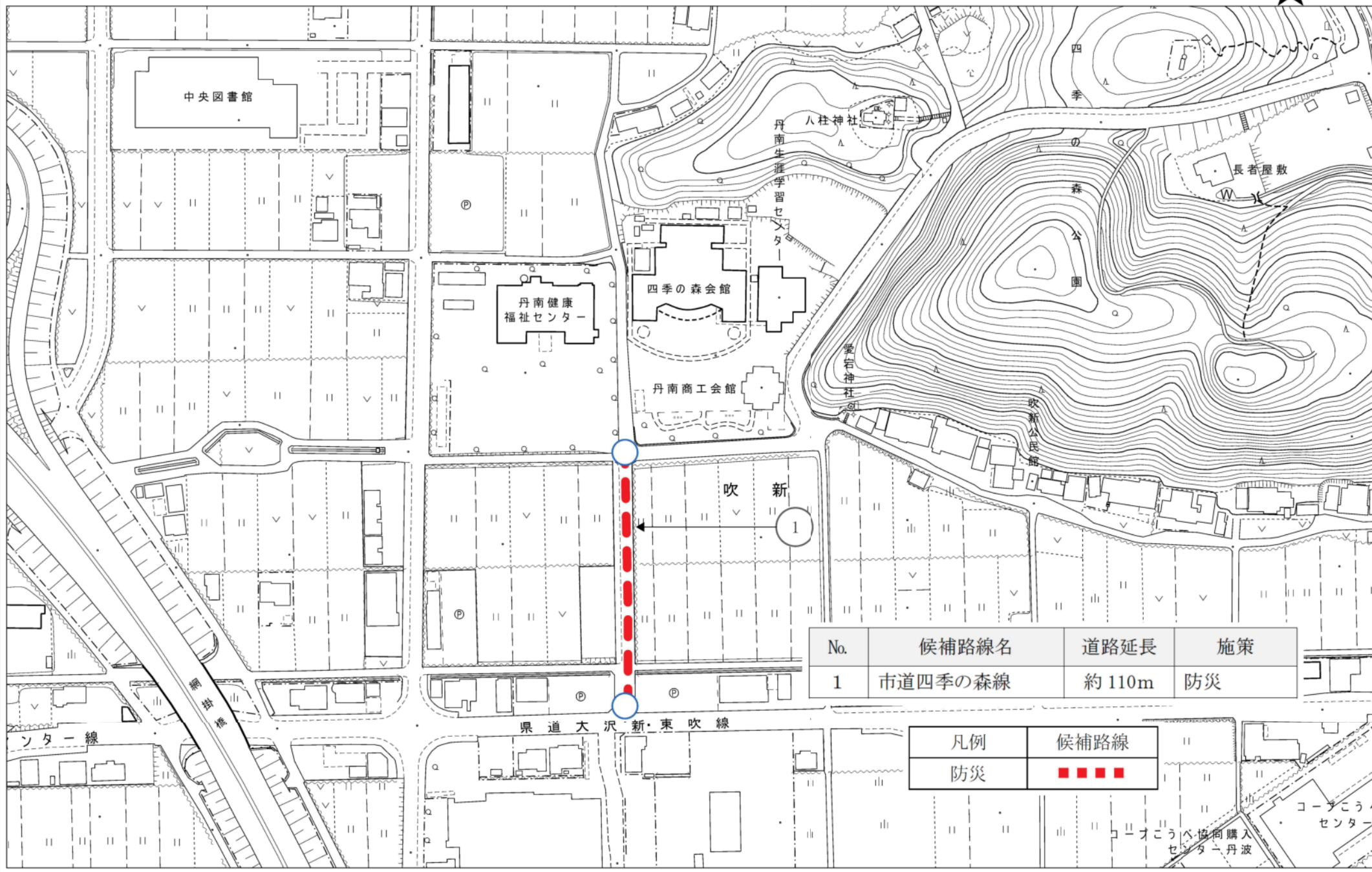
無電柱化を実施するにあたり、地域住民の理解と協力が不可欠です。事業の実施にあたっては、地域住民の理解と関心を深め、無電柱化への協力が得られるよう積極的な周知等に努めます。

無電柱化候補路線一覧（市道）

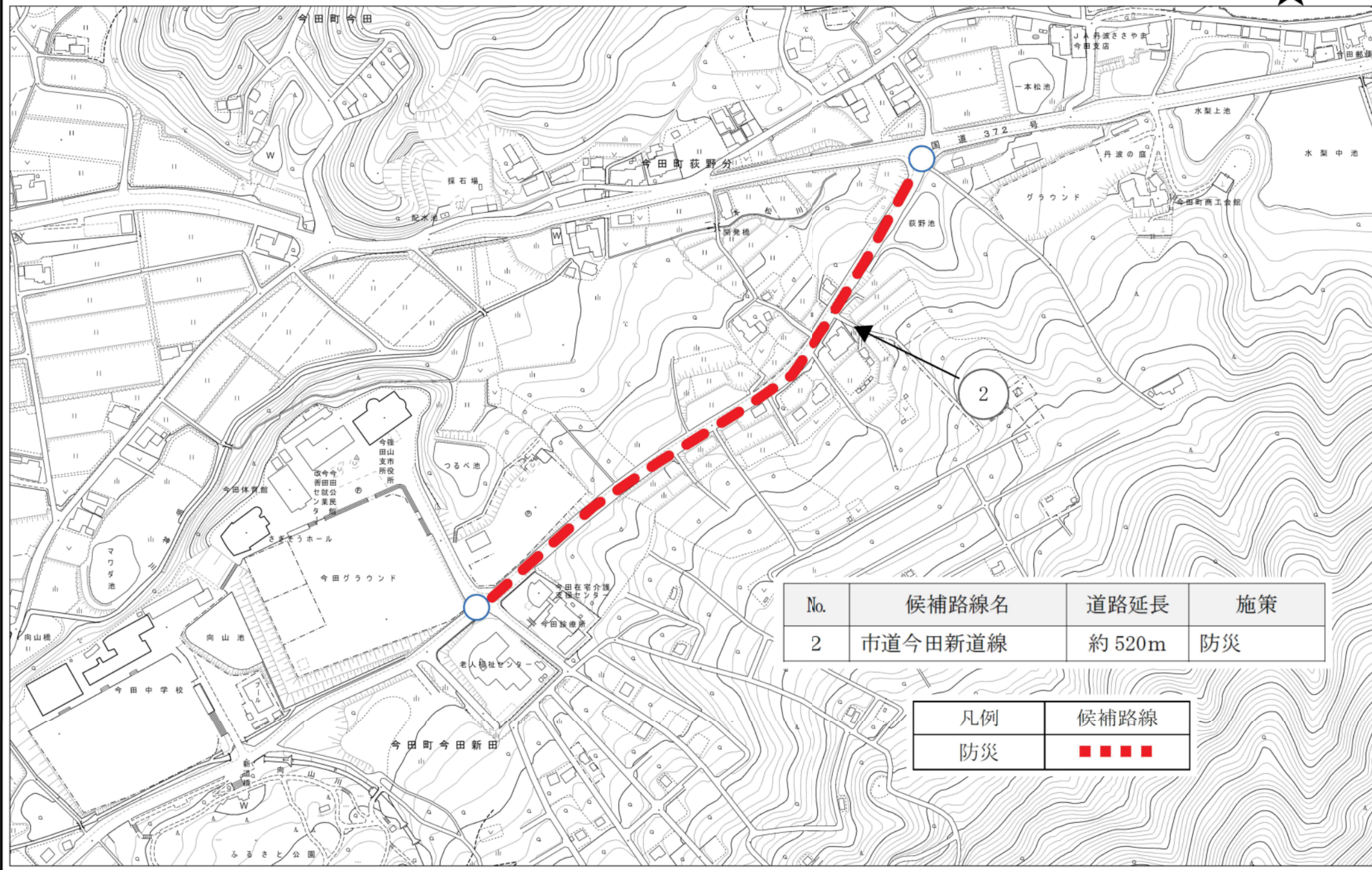
No.	路線名	道路延長	施策	備考
1	市道四季の森線	約 110m	防災	緊急輸送道路
2	市道今田新道線	約 520m	防災	緊急輸送道路
3	市道本明谷線	約 50m	防災	緊急輸送道路
4	市道福住西野々線	約 3.3km うち約 300m	景観 防災	伝統的建造物群保存地区 緊急輸送道路
5	市道藤岡線	約 490m	防災	緊急輸送道路
6	市道城西線	約 480m	防災	緊急輸送道路
7	市道中央線	約 300m	景観	歴史地区
8	市道西町本線	約 170m	安全・景観	商店街、歩道なし、道路区域・ 歴史地区
9	市道西岡屋立町線	約 1.3km	安全・景観	商店街、歩道なし、道路区域・ 歴史地区
10	市道城東線	約 800m	景観	歴史地区
11	市道城内西線	約 70m	景観	歴史地区
12	市道城内北線	約 300m	景観	歴史地区
13	市道河原町南堀端線	約 720m	景観	伝統的建造物群保存地区
14	市道御徒士町線	約 90m	景観	伝統的建造物群保存地区

※優先的に無電柱化を推進する道路のうち代表的な路線を示しています。

無電柱化候補路線箇所図(丹南地区)



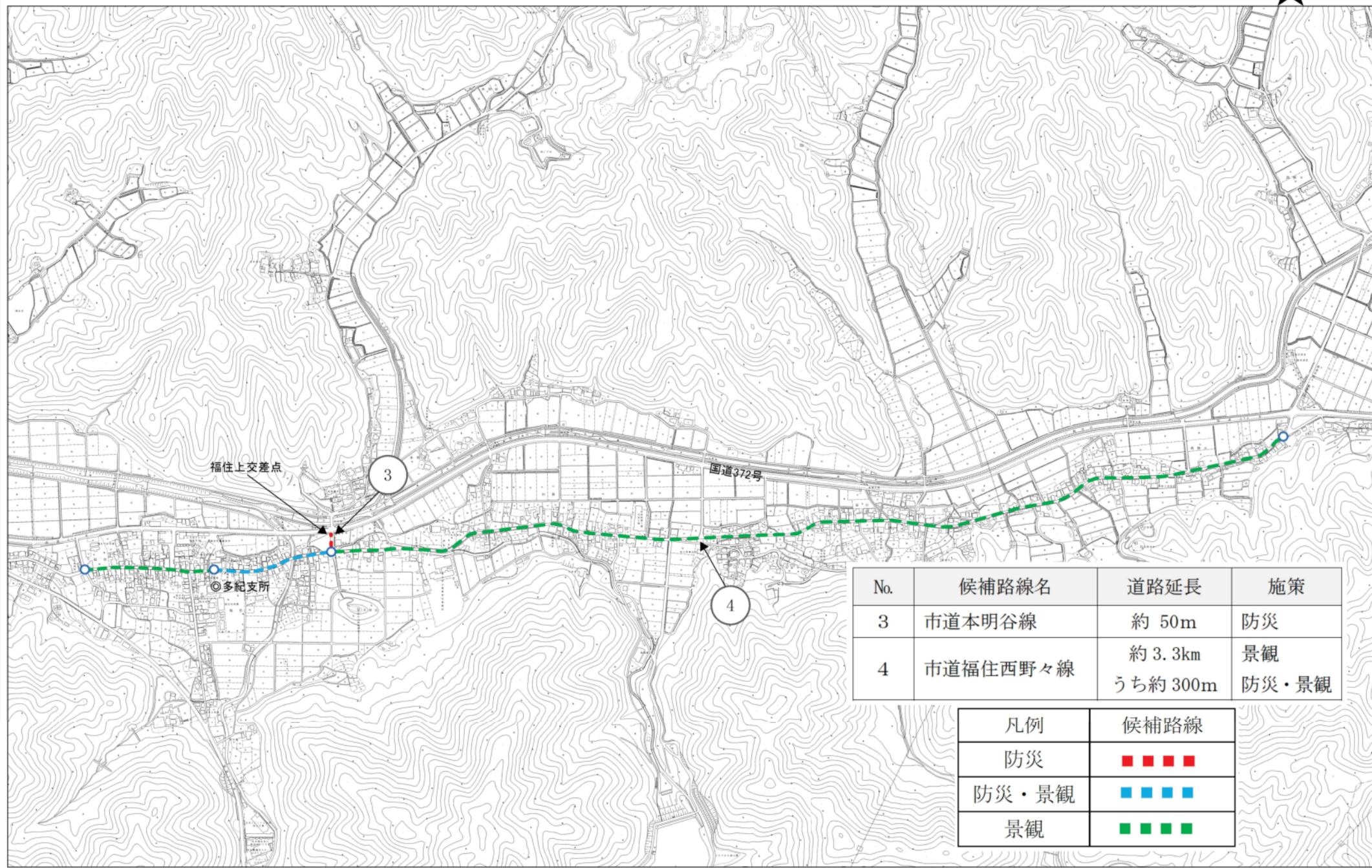
無電柱化候補路線箇所図(今田地区)



No.	候補路線名	道路延長	施策
2	市道今田新道線	約 520m	防災

凡例	候補路線
防災	■■■■

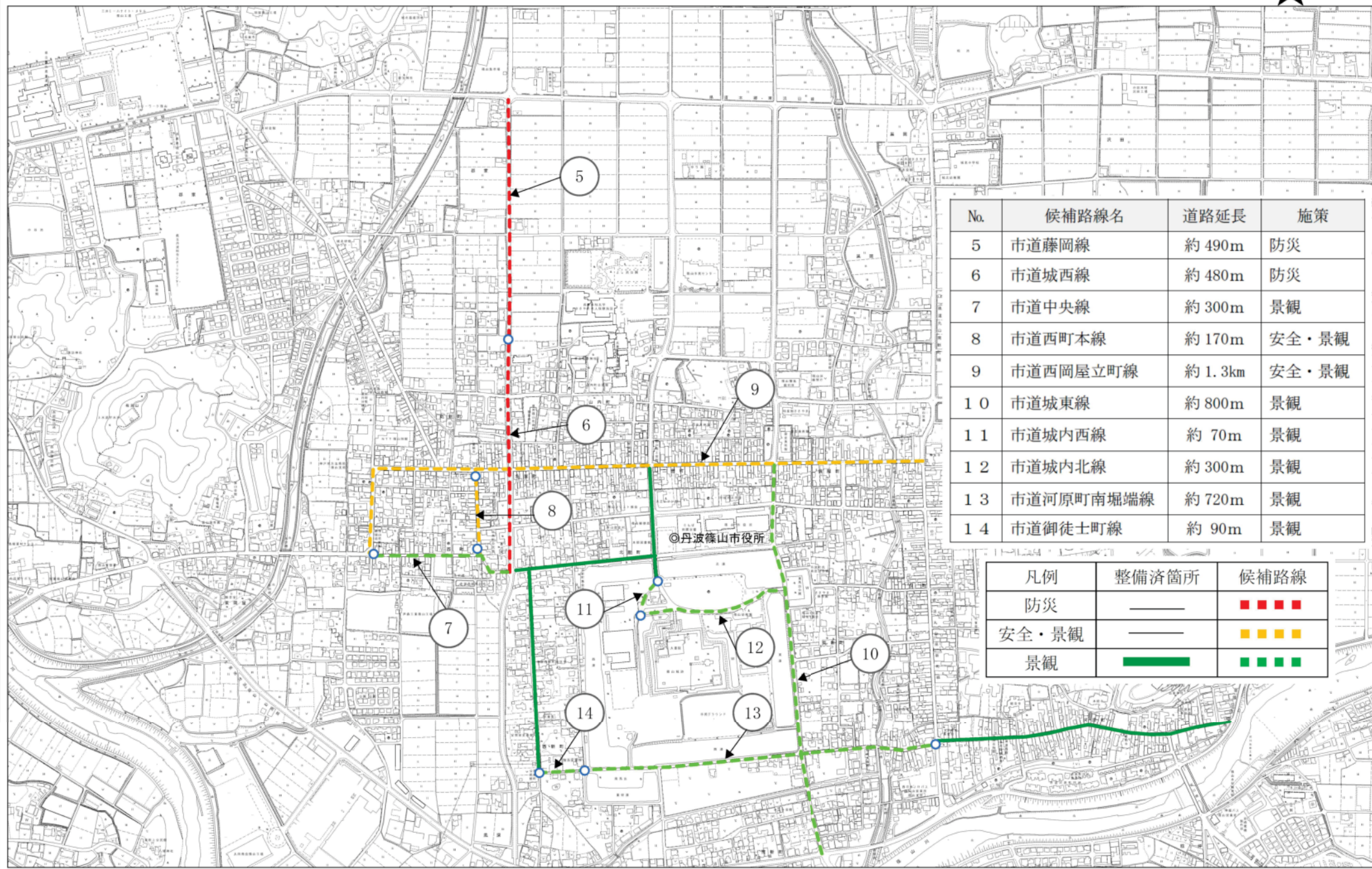
無電柱化候補路線箇所図(福住地区)



No.	候補路線名	道路延長	施策
3	市道本明谷線	約 50m	防災
4	市道福住西野々線	約 3.3km うち約 300m	景観 防災・景観

凡例	候補路線
防災	■ ■ ■ ■
防災・景観	■ ■ ■ ■
景観	■ ■ ■ ■

無電柱化候補路線箇所図(城下町地区)



No.	候補路線名	道路延長	施策
5	市道藤岡線	約 490m	防災
6	市道城西線	約 480m	防災
7	市道中央線	約 300m	景観
8	市道西町本線	約 170m	安全・景観
9	市道西岡屋立町線	約 1.3km	安全・景観
10	市道城東線	約 800m	景観
11	市道城内西線	約 70m	景観
12	市道城内北線	約 300m	景観
13	市道河原町南堀端線	約 720m	景観
14	市道御徒士町線	約 90m	景観

凡例	整備済箇所	候補路線
防災	—	■ ■ ■ ■
安全・景観	—	■ ■ ■ ■
景観	—	■ ■ ■ ■

丹波篠山市無電柱化推進計画

令和8年3月

【発行】丹波篠山市まちづくり部 地域計画課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地

電話：079-552-1111（代表）

メールアドレス：chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp